

令和7年12月12日

報道機関各位

吉川市政策室主幹

後期高齢者医療制度における高額療養費の支給漏れについて

後期高齢者医療制度における特定疾病に係る高額療養費について、事務処理に誤りがあり、支給漏れが発生していることが判明しました。

皆様の信頼を損ない、対象となる市民の方へ多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

特定疾病に係る高額療養費は、市で対象者の抽出と支給金額の算定を行い、支給は保険者の埼玉県後期高齢者医療広域連合で行われますが、市による事務処理システムへの入力が遅滞したことにより、既に時効を迎えているものがあると判明しました。埼玉県後期高齢者医療広域連合からの支給が不能となったことから、当該高額療養費に相当する額を遅延損害金も含めて市から支払う必要が生じたものです。

なお、重度心身障害者医療費助成事業の対象者で、助成金の支給を受けるために予め同意書を提出している方については、助成金の支給（高額療養費分は市が保険者より受領するため高額療養費分も含め支給）は済んでいることから、被保険者への支払いは発生しません。

2. 対象期間

平成30年8月から令和5年7月診療分

3. 対象者及び高額療養費相当額

対象者：34名

金額：771,336円

※遅延損害金は支払時に確定するため、含まれておりません。

4. 今後の対応

対象の皆様にお詫びの文書をお送りするとともに、支給漏れの高額療養費支給相当額を遅延損害金も含めて速やかに支払い手続きを進めます。

5. 再発防止策

今後の再発防止策として、法令、制度理解の徹底、支給額が手計算となるため二者確認を必須とするほか、確実な事務引継ぎの徹底を行い、組織内のチェック体制を強化することで、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

この件に関するお問合せ先

- お問合せ：健康長寿部 国保年金課 ☎048・982・9546

記事提供：政策室 広聴広報担当 ☎048・982・5112